

第9章 計画の推進にあたって

1. 庁内及び地域関係団体などとの連携体制

(1) 庁内の連携体制

高齢者の保健福祉に関する施策は担当部署だけでなく、行政機関が一体となって進める必要があります。

また、高齢者のニーズは、生活環境、生涯教育、スポーツ振興、防災など、多岐にわたるため、庁内の関係部署が協力して計画を推進できるよう、連携していきます。

(2) 関係機関との連携体制

要介護者や支援の必要な高齢者の情報やニーズを把握し、的確な高齢者施策を推進するため、ヘルシーパークかわかみを拠点とした行政の保健・医療・福祉、そして社会福祉協議会が一体となった連携体制を強化していきます。

(3) 地域関係団体などとの連携体制

地域全体で高齢者を支援する地域ケア体制の構築のため、行政連絡員や公民館、民生児童委員、老人クラブなどの地域関係団体との連携の強化を図ります。

(4) 国や県、他市町村との連携体制

高齢者の福祉施策の充実や、質の高いサービスを提供するため、情報の交換、人材の確保や養成など、国や県と連携していきます。また、介護保険サービスや保険外サービスなどは、近隣市町村との関わりも大きくなっています。そのため、近隣市町村と緊密に連携しながら、計画を推進します。

2. 社会参加のための意識づくり

住み慣れた地域で高齢者が安心して自立した生活をしていくためには、介護保険制度や保険外の福祉サービスに加え、地域の人々の支え合いや助け合いなど、地域間の連携が必要です。

村民が自発的に社会参加し、地域全体でのケアを推進していけるよう、高齢者に対する理解の促進、ボランティア意識の醸成など、必要となる地域の普及や情報提供などを促進していきます。

3. 介護保険制度及び各サービスに関する周知と啓発

介護保険制度とともに、川上村高齢者福祉計画・介護保険事業計画についての広報活動を行い、周知します。

また、従来の介護保険サービスや保険外サービスに加え、介護保険料の改定、地域包括支援センターの状況については、ホームページを始め、広報誌やパンフレットの発行など、さまざまな方法や媒体を活用し、計画的な広報活動に努めます。

4. 計画の達成状況の点検

3年を1期とする計画となっているため、計画期間の3年目に計画の見直しを行います。見直しをするにあたっては、村民代表、被保険者、関係機関・団体などに参画してもらい、計画の達成状況を評価し、その結果をふまえ計画の方向性を修正します。

また、計画の進捗状況については、年度ごと事業ごとにサービスの実施状況や成果を点検・評価していきます。地域の現状、特性を把握し、施策を充実・改善していくPDCA サイクルを確立し、次期計画に結果を反映していけるよう、計画の評価体制の構築に努めます。